



みんなで 進めよう!  
協働のまちづくり



令和8年度

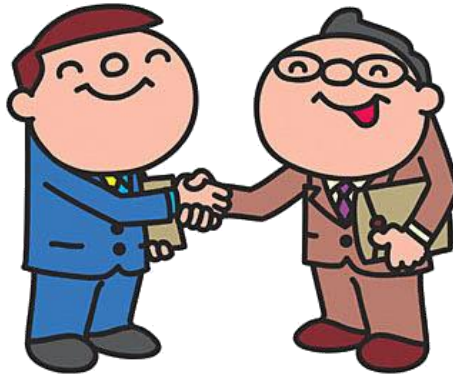
市民と行政が協働により、ともに取り組むまちづくり

# 「元気な八戸づくり」市民提案制度のご案内

まちづくりや地域課題の解決のため、市民の皆さん（提案者）と市（行政）が協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる事業の提案を募集します。



市民の皆さん  
(提案者)



市(行政)

市民提案制度には、次の2つの部門があります。

## (1) 自由提案部門

市民の皆さんからの課題提起による政策・事業提案を募集し、協議を経て、市と協働で実践します。

7/31 までに市民連携推進課へご相談ください!

## (2) 市設定テーマ部門

市からの設定テーマ（課題提起）に対する市民の皆さんからの政策・事業提案を募集し、協議を経て、市と協働で実践します。

・R8年度市設定テーマ

詳しくは7ページ参照

公園草刈りパートナーシップ制度 (P.M.P.P)

7/31 までに市民連携推進課へご相談ください!



この制度の実施要領や募集要項（この冊子）、その他様式は市ホームページからダウンロードできます!

暮らし・手続き - 協働のまちづくり - 現在の事業 -

「元気な八戸づくり」市民提案制度

お気軽に、市民連携推進課 地域協働グループ

TEL: 0178-43-9207までお問合せください。



八戸市 総合政策部 市民連携推進課

## 「元気な八戸づくり」市民提案制度とは？

八戸市では、平成17年に「八戸市協働のまちづくり基本条例」と、同条例に基づき地域コミュニティの振興に向けた役割の明確化と方向性を示した「地域コミュニティ振興指針」、協働のまちづくりの推進に向けた市の姿勢と方向性を示す「市民活動促進指針」を策定しました。

また、平成18年に市職員に協働のまちづくりの理念を浸透させるため、「協働推進マニュアル」を策定しました。

以降、現在に至るまで、市では、市民と行政がそれぞれの立場を尊重しながら、適切な役割分担のもとに協力してまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」の推進のために、各種施策を積極的に展開しています。

この「元気な八戸づくり」市民提案制度は、基本条例の趣旨に基づき、まちづくりや地域課題の解決のために、市民活動団体、地域コミュニティ活動団体、事業者などと市が、それぞれの長所を生かし、協働して取り組むことにより、相乗効果が期待できる事業の提案を募集するものです。



※『協働』とは、

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ① 性格の異なる主体が       | (行政と市民活動団体等)             |
| ② 対等な立場で          | (指示・下請け・要望的な関係ではない)      |
| ③ それぞれの長所を生かして    | (相乗効果がある)                |
| ④ 共通の目標に向けて協力すること | (目的が共有され、協力の合意形成がなされている) |

## 協働事業とは？

協働事業とは、課題を発見した当事者同士が、その課題の重要性を認識し、互いに解決の方法を話し合っ、共に「計画・実行」する事業です。

当事者は、それぞれが事業を実施するパートナーとして、労力・技術・情報・資金などの資源を持ち寄り、主体的に事業に参画します。



# 応募要件・事務手続き

## 1. 協働事業提案の流れ・スケジュール

注) このスケジュールは、提案やテーマ設定のなされた年度の翌年度に協働事業を実施する場合を想定したものです。実際は、提案内容や事業費等により、さまざまなケースが想定されます。

1) 事前相談【必須】 (市設定テーマ部門・自由提案部門 7/31まで)  
提案者と市民連携推進課の打合せ  
協働事業について広く相談をお受けしますので、まずはお気軽にご相談ください。

2) 事前協議【必須】  
自由提案部門または市設定テーマ部門の応募者と  
事業関係部署・市民連携推進課が協議し、提案内容の確認・調整をします。  
※事前相談と事前協議は兼でも可。

3) 提案受付 (市設定テーマ部門・自由提案部門 8/7まで)  
市民連携推進課に提案書等の書類を提出



4) 審査・選考  
協働のまちづくり推進委員会 (市附属機関) による提案内容のヒアリング審査  
⇒「協働事業候補者」に選定

5) 事業化協議 11月上旬～  
自由提案部門または市設定テーマ部門の協働事業候補と、事業担当部署等による事業化に向けた具体的な協議をしていきます。

6) (予算化が必要な場合) 市の予算化等  
事業化決定 3月下旬 ※「協働事業者」に決定

7) 事業の実施  
4月～ ※「協働協定書」等の締結

8) 事業報告・評価シート作成 3月下旬

9) 活動成果発表会 翌々年度7月頃

具体的な手続きは  
次のページ以降を  
ご覧ください！



## 1. 提案者の要件（提案者が協働事業の実施者となります）

次のいずれかに該当し、自らが提案事業を実施することができる団体。

- ① ・市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人等）
- ・地域コミュニティ活動団体（町内会、子ども会、PTA等）
- ・市内に事務所または事業所等を有する事業者（法人または個人）

であり、次の要件をすべて満たすもの

- a) 公共の利益に反する行為を行わないこと。
- b) 主たる活動地域が八戸市内であること。
- c) 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税及び法人市民税を滞納していないこと。

- ② 上記①に掲げる団体で構成するグループ ※ただし、代表団体を定めていること。

## 2. 対象事業（提案事業の要件）

対象となる事業は、八戸市のまちづくりや課題解決のために、市民活動団体・地域コミュニティ活動団体・事業者と市が協働して取り組むことにより、相乗効果が期待できる事業です。

<b>自由提案 部門</b>	<b>■ 市民から</b> の課題提起による事業などの提案  ・公益上の課題の解決のために、具体的で実効性があり、手法がある程度想定されている提案が対象です。
<b>市設定テーマ 部門</b>	<b>■ 市から</b> の課題提起に対する事業などの提案  ・R8年度市設定テーマ(詳しくは7ページ参照)  <b>公園草刈りパートナーシップ制度</b> （担当：公園緑地課）

※ 事前相談を令和8年7月31日(金)までに行っていただき、令和8年8月7日(金)までに書類を提出してください。

## 3. 1)事前相談 について【必須】

提案を申請する前に、市民連携推進課と情報交換や意見交換をしてください。(必須)

- ・興味があって、まずは話を聞きたい (市設定テーマ部門・自由提案部門 7/31まで)
- ・提案する前に、詳しい情報を知りたい
- ・申請書の書き方がよくわからない・・・など

**協働事業やお困りごとについて広く相談をお受けしますので、  
どうぞお気軽にご活用ください！**



- ※ 「事前相談」を希望される方は、事前相談シート(15 ページ参照、市ホームページに掲載)にご記入のうえ、市民連携推進課(TEL:43-9207)までご連絡ください。

## 4.2) 事前協議 について【必須】

提案書提出の前に、提案内容を確認・調整するため、提案事業関係者（注1）の間で協議を行います。提案者は、協議の結果を踏まえ、企画提案書等の提出書類を完成させ、市は、提案事業の適格性や実施可能性、効果について検討を行い、意見を取りまとめます。

提案者は、事前協議の結果に基づき、提案の修正や取り下げを行うことができます。

（注1）提案事業関係者

提案者、市民連携推進課職員、事業担当部署職員、  
その他、提案事業の実施に関係があると認められる者



## 5.3) 事業提案の受付 について(提出書類・提出方法)

以下の提出書類を直接市民連携推進課へ持参いただくか、メール・郵送で提出してください。

(市設定テーマ部門・自由提案部門 8/7まで)

### 提出書類

- 1) 協働事業企画提案書 (第2号様式)
- 2) 提案者の要件に関する確認書 (第3号様式)
- 3) 団体概要書 (第4号様式)
- 4) 団体の定款、規約又は会則
- 5) 団体構成員又は役員の名簿
- 6) 団体の運営状況及び活動状況を示す資料  
(前年度分の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の事業計画書、収支予算書等)
- 7) その他市長が必要と認める書類
- 8) その他参考資料

※ 様式は、市民連携推進課窓口で配付しています。また、八戸市ホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】

市トップページ→暮らし・手続き→協働のまちづくり→現在の事業  
→「元気な八戸づくり」市民提案制度



### 提出・お問合せ先

お気軽にご相談、お問合せください！

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 地域協働グループ  
〒031-8686 八戸市内丸1-1-1(八戸市庁本館4階)

電話 0178-43-9207(直通)

FAX 0178-47-1485

メール renkei@city.hachinohe.aomori.jp



## 6.4) 審査・選考 について

提案された事業は、協働事業の候補として、ヒアリング審査会に諮ります。

なお審査は、有識者等の市民で構成する「協働のまちづくり推進委員会」が行い、以下の審査基準を踏まえ、総合的に審査し、協働事業候補者を選考します。

市設定テーマ部門については、原則として、各テーマ1事業を選定します。

審査基準 公益性・実現性・費用対効果・協働性・独創性

※ 選考結果は、後日文書にてお知らせします。



## 7.5) 事業化協議 について

- ・ 協働事業候補者の選定後、いよいよ具体的な事業化に向け、提案事業関係者による協議を重ねていきます。
- ・ 協議の結果、事業の実施が不可能または困難であると判断される場合は、理由を付してその旨を通知します。



## 8.6) 市の予算化等・7) 事業の実施 について

- ・ 事業化協議の結果、提案事業の実施が決定した場合、市の担当課が事業の実施に向け、必要な措置（予算化等）を行います。
- ・ 事業の実施は、原則として提案した年度の翌年以降となります。ただし、予算化を伴わない事業等は、提案した年度中に実施できる場合もあります。
- ・ 市担当課との事業化協議や予算化等が調った場合は、協働事業者に決定します。また、必要に応じて、協働協定書を締結し、役割分担等を明確にした上で事業を実施します。

## 9.8) 事業報告・評価シート作成について

- ・ 提案事業の実施者には、事業終了後に提案事業の内容及び実施状況について、提案事業関係者に事業の報告を行っていただきます。
  - ・ 併せて、協働事業評価シートを作成し、市民連携推進課へ提出していただきます。
- ※ 事業報告を基に、協働のまちづくり推進委員会による事業の評価を行います。

## 10. 9)活動成果発表会について

- ・ 事業終了後、提案事業関係者や市民の皆さんを交え、事業の成果や反省点等を発表していただく、活動成果発表会の開催を予定しています。  
(事業実施年度の翌年度7月頃を予定)



## 11. 提案にあたっての留意事項

- ・ 提出書類の作成、提出、審査や協議への出席に係る経費等は、すべて提案者の負担となります。
- ・ 提案内容を基に、事業の実施に向けて提案者や市担当課などの関係者で協議を行い、相互理解を深めながら、解決方策や事業化を検討していくことになります。
- ・ 協働事業になじまない提案、明らかに実施困難な提案、単なる要望等については、対象外となる場合があります。
- ・ 事業形態や規模、対象経費等について、特に条件は定めておりませんので、詳細は、事前協議や事業化協議の中で検討していくことになります。
- ・ 提出された提案の内容や制度の実施状況等は、市のホームページなどで広く公開します。

### 協働事業の事業形態の参考例

後 援：市の名義使用など、金銭や物品の提供によらない支援の形態

補 助：市民又は事業者が主体となって、公益的な活動を行い、その活動に対し市が助成する形態で、その助成が単に団体の運営支援を目的としたものではないもの

事業協力：市と市民又は事業者が、同一の目的を共有し、連携を図りつつ、それぞれの事業を実施する形態

共 催：市と市民又は事業者が、主催者として互いに協力しながら同一の事業を実施する形態

実行委員会：市と市民又は事業者等で構成された組織体が1つの団体として特定の事業を実施する形態

委 託：市の業務の一部を市民又は事業者に委託して実施する形態で、互いに協議しながら業務内容を定める等、下請け的な関係ではなく、協働の過程を踏まえて行われるもの

## 12. 事業実施にあたっての留意事項

- ・ 事業の実施にあたり、本制度の活用事業である旨を公表、PRしていただきます。  
※ 例：チラシ等の印刷物や、看板、成果物などへの明記
- ・ 提案事業の成果及び評価の内容等は、市のホームページなどで広く情報を公開しますので、情報の提供をお願いします。

# 令和8年度の市設定テーマ

担当部署	都市整備部 公園緑地課
------	-------------

事業概要							
(1)市設定テーマ名	公園草刈りパートナーシップ制度 (P.M.P.P)						
(2)事業の内容	<p>公園管理謝礼金事業では、年3回程度の草刈り作業が必要となるが、町内会の会員数の減少や高齢化による草刈り作業の負担が増大し、公園管理を辞退し市へ返還する町内会が年々増加している。こうした状況を踏まえ、草刈り作業の負担軽減のためのサポートを行う団体を募集するもの。</p> <p>サポート内容は、草刈り作業の労務のほか、機材の提供や集草といった作業の一部を担うものなど幅広く想定する。</p> <p>無償ボランティアを基本とし、パートナーにはサポート内容に応じて、公園使用許可にかかる条件緩和や公園利用権限の付与・拡大などを検討する。</p>						
(3)協働で実施することで期待される効果	<p>※市が単独で行うよりも効果的・質の高い事業になると期待されること</p> <p>○市にとっての効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会管理が継続されることにより、公園への親しみと愛着を育み、都市緑化思想の浸透が図れるほか、地元ならではのきめ細かな維持管理と委託費用節減の効果が期待される。</li> </ul> <p>○パートナーにとっての効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業：企業看板の設置や町内会との繋がりなどによるPR効果</li> <li>・社団法人・NPO：町内会との連携による事業拡大</li> <li>・福祉団体：就業体験機会の増加</li> <li>・スポーツ競技団体、任意団体：公園使用許可条件の緩和、公園利用権限の拡大</li> </ul> <p>○市民にとっての効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の町内会によって適切に維持管理された公園での快適な利用と憩いを楽しむことができる。</li> </ul>						
(4)想定している役割分担	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;">パートナー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈作業</li> <li>・草刈作業の負担軽減に資する機材提供及び労務</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;">両者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持管理</li> <li>・町内会との連携</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ認定</li> <li>・苦情要望対応</li> </ul> </td> </tr> </table>	パートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈作業</li> <li>・草刈作業の負担軽減に資する機材提供及び労務</li> </ul>	両者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持管理</li> <li>・町内会との連携</li> </ul>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ認定</li> <li>・苦情要望対応</li> </ul>
パートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈作業</li> <li>・草刈作業の負担軽減に資する機材提供及び労務</li> </ul>						
両者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持管理</li> <li>・町内会との連携</li> </ul>						
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ認定</li> <li>・苦情要望対応</li> </ul>						

## これまでに実施した協働事業の一部をご紹介します！

※カッコ内は事業の実施年度 ※当市の部署名及び掲載記事・写真は、事業開始年度当時のものになります。

### ◆ 東北で最も星が輝く街「はちのへ」の星空で学ぼうイベント事業 (R7) (市設定テーマ部門)



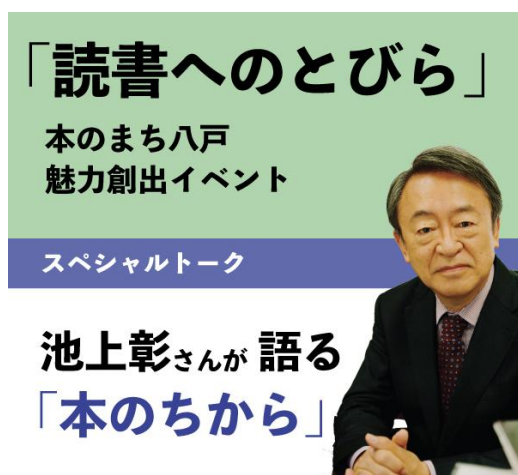
#### <事業パートナー>

- ・八戸天文同好会
- ・八戸市（総合教育センター）

#### <事業内容>

市民が星空を見る機会が減っている中で、定期的な観望会を開催するほか、プラネタリウムでのコンサートや天文教室等のイベントを開催することで、市民が星空に親しんでもらうきっかけづくりを行った。

### ◆ 「本のまち八戸」魅力創出事業 (R6) (市設定テーマ部門)



#### <事業パートナー>

- ・八戸市読書団体連合会
- ・八戸市（八戸ブックセンター・八戸市立図書館）

#### <事業内容>

情報機器や様々なコンテンツの娯楽の普及により読書量の減少、読書離れが進む中、「本のまち八戸」を盛り上げるとともに、本に対する興味喚起を図るため、ジャーナリスト・池上彰さんによる講演のほか、おはなし会や本と雑誌のリサイクルフェアなどを実施した。

### ◆ 共に創る！アートのまちづくり魅力発見事業 (R6～実施中) (自由提案部門)



#### <事業パートナー>

- ・八戸歴史文化発信事業実行委員会
- ・八戸市（美術館）

#### <事業内容>

文化的視点で街の良さや楽しみ方を市民に再認識してもらうことで市街地活性化につなげるため、八戸の文化・芸術関係のイベント情報をLINEで毎週発信したほか、「街なかアートマップ」の作成・配付や、パートナーミーティングで民間と行政の交流を促進しました。

## ◆ 島守地区助け合い輸送事業(R4～実施中)

(自由提案部門)



### <事業パートナー>

- ・ 島守地区自治会連合会
- ・ 八戸市（都市政策課）

### <事業内容>

南部バスの荒谷線(島守地区)が、R2年度末で運行を終了したことに伴い、住民の利便性が低下した。このため、島守地区自治連合会では、市と協働で輸送事業を実施し、住民ニーズの高い島守→是川のルートを定期運行し、地区住民の移動手段を確保した。

## ◆ 空き家の有効利用事業(H29)

(市設定テーマ部門)

**八戸市空き家活用相談会(無料)**

日時:平成29年11月23日(木・祝)  
午前10時～午後3時  
場所:八戸ポータルミュージアム はっち  
5階 レジデンスA (八戸市三日町11-1)



空き家に関する悩み、お住み変更の  
お悩みを解消したい方に相談します。

空き家利用のアイデア、思いのまま  
に活用が実現するまで。

空き家についてのいろいろな悩みにも、中立的な立場  
から個別に相談に応じます。

対象者:八戸市内に空き家住宅を所有する個人で、活用に関する方  
(お住まいは市外でも構いません。)

申込方法:以下の問合せ先まで御連絡ください。FAXの場合は裏面の申  
込票も利用いただけます。  
(申込なしでの参加も可能ですが、お待ちいただく場合がございます。)

八戸市建設部建築住宅課 (八戸市内丸一丁目1-1 八戸市庁舎9階)  
・ 電話: 0178-44-2111 (内線409)  
・ FAX: 0178-44-3220  
・ E-mail: kenchikukiryu.hachinohe@city.hachinohe.jp

主催:八戸市  
協力:株式会社ハンド・مام (八戸市空き家の有効利用事業協賛パートナー)

### <事業パートナー>

- ・ 株式会社ハンド・مام
- ・ 八戸市（建築住宅課）

### <事業内容>

利用可能な空き家の活用を図るとともに、空き家の発生を防ぐことにより、空き家の所有者や入居希望者が安心して空き家を利用できる環境の整備を目的として、空き家に関する要望や相談の受付を行う。

## ◆ 北海道新幹線開業 大型観光キャンペーンでのおもてなし活動創出(H28)

(市設定テーマ部門)



### <事業パートナー>

- ・ はちのへ観光ネットワーク
- ・ 八戸市（観光課）

### <事業内容>

八戸市を訪れる観光客に対して、「観光客」と「ボランティアガイド等」の交流による「人と人」との思い出づくりを実現できる環境を構築し、リピーターの増加を図ることを目的として、リスト作成・配布、体験研修会の開催、事業の周知・PRを実施する。

## ◆ 科学教室拠点づくり(H25)

(市設定テーマ部門)



### <事業パートナー>

- ・科学であそび隊
- ・八戸市（総合教育センター）

### <事業内容>

科学とあそび・生活をテーマにした「科学教室」を実施するため、サイエンスボランティアや子ども会育成指導者などを目指す市民を対象に、市内各地域を拠点として活躍することができる「科学教室指導者」を育成する講座を開催しました。

## ◆ 元気応援！お得ーポン事業(H24～実施中)

(市設定テーマ部門)

### <事業パートナー>

- ・フィットネスクラブ ウイング八戸
- ・はちえきキャンパス in 八日町
- ・八戸市（国保年金課）

### <事業内容>

国保特定健診又は国保ドックの受診者に、スポーツクラブやヨガ等の教室、銭湯などの優待クーポンを提供し、健診受診の促進を図るとともに、運動習慣やリラックス法など、心身の健康維持活動との出会いを応援します。

## ◆ 町内会加入促進モデル事業(H22)

(市設定テーマ部門)



### <事業パートナー>

- ・下長地区連合町内会
- ・八戸市（広報統計課、市民連携推進課）

### <事業内容>

下長地区住民を対象に町内会に関するアンケート調査を実施し、町内会未加入の原因を探るとともに、地域住民主体のワークショップを行い、町内会への勧誘方法や、活動の見直しについて検討しました。これらをもとに、「町内会加入促進ガイドブック」を作成しました。

## ◆ 総合型地域スポーツクラブPR&モニター事業 (H21)

(市設定テーマ部門)



### <事業パートナー>

- ・マンタ健康クラブ
- ・八戸市（文化スポーツ振興課）

### <事業内容>

市民を対象とした総合型地域スポーツクラブのPR（説明会）及びアンケート調査を健康運動教室と組み合わせて実施し、市民ニーズの把握を行うとともに、総合型地域スポーツクラブへの理解を深めてもらう。

## ◆ 八戸市AED普及促進事業 (H20～実施中)

(市設定テーマ部門)



### <事業パートナー>

- ・市民ボランティアサークル「いのちの輪」
- ・八戸市（健康福祉政策課）

### <事業内容>

救命に関する知識・技術を生かすことができるような活動機会の提供を行い、地域の安全・安心なまちづくりにつなげるため、市民向けのAED講習会を開催。また、市内でAEDを設置している公共施設、事業所等を調査し、AEDマップを作成しました。

## ◆ 八戸市シニア地域回帰事業 (H19～22)

(市設定テーマ部門)



### <事業パートナー>

- ・八戸市社会福祉協議会
- ・八戸市（健康福祉政策課）

### <事業内容>

団塊の世代を主な対象者とし、地域活動参加へのきっかけづくりとして、「地域デビュー」するための各種講座を参加者登録制により開催。また、NPOの協力を得ながら市民活動等を行い、実際の活動への橋渡しをするとともに、地域活動へ向けての仲間づくりの支援を行いました。

## 八戸市「元気な八戸づくり」市民提案制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、市民又は事業者から、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力して実施する政策、事業等（以下「協働事業」という。）の提案を受ける「元気な八戸づくり」市民提案制度（以下「本制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 市民活動団体 市民が自主的に行う営利のみを目的としない公益性のある活動を行う団体をいう。
- (4) 地域コミュニティ活動団体 市民が共同体意識又は連帯感を持って生活する一定範囲の基礎的な近隣社会に関して市民が自主的に行う公益性のある活動を行う団体をいう。
- (5) 協働 それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うことをいう。

### (提案の要件)

第3条 提案することができる協働事業は、八戸市（以下「市」という。）が抱えている課題の解決又は市のまちづくりのために、市民活動団体若しくは地域コミュニティ活動団体又は事業者（以下「事業者等」という。）自らが市と協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる政策、事業等で、新たに取り組まれるモデル的又は先駆的な内容のものとする。

2 提案の区分は、次のとおりとする。

- (1) 市設定テーマ部門 市からの課題提起に対する提案
- (2) 自由提案部門 事業者等からの課題提起による提案

3 その他、提案することができる協働事業の要件に関し必要な事項は、別に定める。

### (提案者の要件)

第4条 協働事業を提案することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 事業者等で、次に掲げる要件をすべて満たすもの
  - ア 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
  - イ 主たる活動地域が八戸市内であること。
  - ウ 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税及び法人

市民税を滞納していないこと。

(2) 前号の事業者等で構成するグループのうち代表団体を定めているもの

(事業期間)

第5条 協働事業の実施期間は、単年度を原則とする。ただし、市長が必要と認める場合は、翌年度以降も事業を継続して実施することができる。

(予算措置)

第6条 協働事業の実施に関し必要な経費については、協働事業の提案者と事業担当部署等関係者の協議により負担方法や負担割合を決めるものとし、市が負担する経費については、事業担当部署で予算措置するものとする。

(事前相談)

第7条 協働事業の提案を行おうとするものは、次条に規定する事前協議の前に、事前相談シート（別記第1号様式）を提出し、協働のまちづくり担当部署に対し、事前相談を行うものとする。

(事前協議)

第8条 協働事業の提案を行おうとするものは、次条に規定する協働事業の提案の前に、協働のまちづくり担当部署及び事業担当部署と事前協議を行うものとする。

(協働事業の提案)

第9条 この要領に基づいて協働事業の提案を行おうとするものは、次に掲げる書類を随時、市に提出するものとする。

- (1) 協働事業企画提案書（別記第2号様式）
- (2) 提案者の要件に関する確認書（別記第3号様式）
- (3) 団体概要書（別記第4号様式）
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 団体構成員又は役員の名簿
- (6) 団体の経営及び活動状況を示す資料（前年度分の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の事業計画書、収支予算書等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(提案事業の審査及び選考)

第10条 市長は、前条の規定により提案された協働事業（以下「提案事業」という。）について、協働事業の候補（以下「協働事業候補」という。）を選考するため、八戸市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 推進委員会は、必要に応じて委員会を開催し、別に定める審査基準により提案の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

- 3 市長は、第1項の推進委員会の意見を基に協働事業候補の選考を行うものとし、その結果については、別記第5号様式により速やかに提案事業の提案者に通知するものとする。

(提案事業の事業化協議)

第11条 市は、協働事業候補として選定された提案事業について、事業化に向けた検討のため、必要に応じて、提案事業の実施に向けた関係者（以下「提案事業関係者」という。）と協議を実施するものとする。

- 2 市長は、前項の協議の結果について、推進委員会に報告するものとする。

(提案事業の実施)

第12条 市及び提案事業関係者は、前条第1項の協議において、提案事業の実施に向けて取り組むことで合意形成が図られた提案について、その実施に努めるものとする。

- 2 市長は、協働事業候補として選定された提案事業の事業化の過程において提案事業の実施が不可能又は著しく困難であると判断される場合は、別記第5号様式により速やかにその旨を提案事業の提案者に通知するものとする。

(提案事業の評価)

第13条 市及び提案事業関係者は、提案事業の内容及び実施状況について、市長が定めるところにより推進委員会に事業報告を行うものとする。

- 2 推進委員会は、前項の報告結果を基に、提案事業の評価を行う。
- 3 市長は、前項の推進委員会の評価後、提案事業関係者の出席を求めて、公開により事業の成果報告会を開催する。

(提案事業関係者の責務)

第14条 市及びその他の提案事業関係者は、本制度の趣旨を理解し、その実施に協力し、及び参画するよう努めるものとする。

- 2 市及びその他の提案事業関係者は、協働事業の提案者の承諾を得ないで、当該提案事業のアイデアのみを事業に活用してはならない。ただし、異なる目的の事業に当該アイデアを活用する場合は、当該提案者にその旨を通知することで足りるものとする。
- 3 市及び提案事業関係者は、当該提案事業の実施に当たっては、本制度の活用事業である旨の周知に努めなければならない。

(制度実施状況の公表)

第15条 市長は、提案の受付状況、提案者及び提案事業関係者の名称、提案の内容、推進委員会での審査結果、提案事業の協議概要、実施状況、成果及び評価の概要等について、原則として公開するものとする。

(雑則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか本制度の実施に関し必要な事項は、推進委員会と協議のうえ、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 16 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 1 月 18 日から実施するものとする。
- 2 改正後の要領の規定は、この要領の実施の日以後に提案された事業について適用し、同日前に提案された協働事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施するものとする。
- 2 改正後の要領の規定は、この要領の実施の日以後に提案された事業について適用し、同日前に提案された協働事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 22 日から実施するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から実施するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施するものとする。



第2号様式（第9条関係）

（3の1）

提案 年 月 日

「元気な八戸づくり」市民提案制度 協働事業企画提案書

（あて先）八戸市長

市との協働事業について、関係書類を添付して企画提案します。

1. 提案者・提案テーマ・事業名			
提案者の区分	団体 ・ グループ (いずれかに○)		
提案者	団体名 または グループ名		
	団体または グループの 代表者	役職	ふりがな 氏 名
	連絡先	TEL ( ) - FAX ( ) - E-mail	
	住所	〒	
	連絡責任者	ふりがな 氏 名	
	連絡責任者 連絡先	TEL ( ) - FAX ( ) - E-mail	
提案の区分	(いずれかに○) ・市設定テーマ部門〔テーマ名： 〕 ・自由提案部門		
事業の名称			

※提案区分がグループの場合は、提案者の欄は代表団体について記入してください。  
また、グループの構成員表、規約（案の段階でも可）、責任分担が分かる資料を添付してください。

(3の2)

2. 提案内容		
目的	提案事業で解決したい公益上の課題	
	上記の課題の現状と原因についての認識	
提案事業	公益上の課題の解決となる提案事業の概要	
	提案事業の役割分担（取組み内容）	
	提案者	
	市	
	他団体	
成果	達成しようとしている成果、期待される波及効果	

※想定・提出可能な場合は、以下の補足添付資料をご提出ください。

- ①全体事業のスケジュール・収支計画
- ②自主事業分のスケジュール・収支計画（市に支出を求める場合の金額も含める）

(3の3)

3. 提案内容に関する補足説明	
協働する必要性、 相乗効果、事業実 施者のメリット	
提案事業について PRしたいこと	
提案事業を進めて いくうえで、想定 される課題	
その他、貴団体の これまでの実績 や事業実施体制 の特徴、提案事業 実施後の見通し など	

## 提案者の要件に関する確認書

年 月 日

（あて先）八戸市長

提案者 \_\_\_\_\_（住所）

\_\_\_\_\_（氏名）

※法人の場合は、代表者名をお願いします。

私は、「元気な八戸づくり」市民提案制度の協働事業企画提案にあたり、下記の事項を確認しました。

### 記

- （1） 八戸市「元気な八戸づくり」市民提案制度実施要領（以下「実施要領」という。）第4条に定める要件に該当すること。
- （2） 実施要領第4条第1号のウに定める要件を確認するため、市が次の税目について直近3か年分の納税状況を確認することに同意すること。また、市で確認できない場合には、別途納税証明書を提出すること。
  - 市県民税
  - 固定資産税
  - 国民健康保険税
  - 軽自動車税
  - 法人市民税
- （3） 実施要領第14条に定める責務を踏まえて提案すること。

第4号様式（第9条関係）

団 体 概 要 書

団体の名称					
団体の概要	設立年月	年	月	構成員数	会員・社員数 人
					役員数 人
	（活動の目的）※100字以内  （活動の経緯と実績）※主な活動場所、貴団体にとって大きな成果が出た事業				
事業内容	実績 （昨年度）	主 な 事 業 内 容			事業費（決算額）
		※事業の実施時期、場所、参加者数などを記載してください。			円
	計画 （今年度）	主 な 事 業 内 容			事業費（予算額）
		※事業の実施時期、場所、参加者数などを記載してください。			円

<参考資料>

- ①団体の定款、規約または会則、団体名簿（構成員または役員）など、団体の概要が分かる資料がありましたら添付してください。
- ②事業報告書・収支計算書など、団体の経営及び活動状況が分かる資料がありましたら添付してください。



みんなで進めよう！

**協働**のまちづくり

お問合せ

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 地域協働グループ（市庁本館4階）

〒031-8686 八戸市内丸1-1-1

☎ 0178-43-9207（直通） ☎ 0178-47-1485

✉ renkei@city.hachinohe.aomori.jp